

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準(案)」に対するコメント

2026 年 2 月 5 日

公益社団法人リース事業協会

【企業会計基準公開草案第 92 号「リースに関する会計基準(案) BC 第 57 項】

- 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準(案)」第 14 項によると、「リースの貸借対照表価額は、リース会計基準による算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額」とされ、同項注 5-2 において、「支払われるべきキャッシュ・フローと受け取ると見込むキャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いて信用損失を算定するとされている。
- 企業会計基準公開草案第 92 号「リースに関する会計基準(案) BC 第 57 項で示されている「リースにより生じた債権」のうち、オペレーティング・リースで貸借対照表価額を有するものは、期間経過済みのリース料だけであり、本規定は当該債権を対象とするという理解でよいか(オペレーティング・リースに関する期間未経過のリース料は対象外と理解している。))。

以上

参考 企業会計基準公開草案第 92 号「リースに関する会計基準(案)」

BC57. リースにより生じた債権(リース債権のほか、オペレーティング・リースにより生じた債権を含む。)は金融商品と考えられるため、20XX 年改正の金融商品会計基準では、債権に含めて定めを設けることとした。このため、リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準の定めに従う。

一方、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、20XX 年改正の金融商品会計基準の範囲に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられるため、予想信用損失の算定等は、金融商品会計基準のリースにより生じた債権の定め準じて会計処理を行う。この場合、リース投資資産に関して、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することを選択できるとする定め(金融商品会計基準第 28-5 項)についてリースにより生じた債権の取扱いに準じて適用することができると考えられる。

参考 企業会計基準公開草案第 89 号 金融商品に関する会計基準(案)

14. 債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失(注 5-2)に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。

ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。貸付金代替性私募債(注 5-3)については、貸付金に含めて取り扱う。

また、リースにより生じた債権の貸借対照表価額は、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」(以下「リース会計基準」という。)に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて

算定された貸倒引当金を控除した金額とする。

(注 5-2) 予想信用損失について

予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいう。

信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額(すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額)を現在価値に割り引いたものをいう。

(BC)

68-4.この他、20XX 年改正会計基準においては、リースにより生じた債権の貸借対照表価額について、リース会計基準に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額と定めている。リースにより生じた債権は、金融商品と考えられる(リース会計基準 BC57 項)ため、予想信用損失モデルの適用対象であることを本会計基準で明確化するとともに、予想信用損失の算定と整合させるため、予想信用損失を控除する対象となる価額はリース会計基準に基づいて算定された価額であることを定めている(本会計基準第 14 項第 3 段落参照)。

また、リース投資資産のうち将来のリース料を收受する権利に係る部分については、20XX 年改正会計基準に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられる(リース会計基準 BC57 項)ため、20XX 年改正会計基準のリースにより生じた債権の定めに基づいて会計処理を行う。

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号 金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針(案)

48. 前項の割引を行う際、債権等の発生の認識時における実効金利又はその近似値を用いる。債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる。ただし、購入又は組成した信用減損債権、リースにより生じた債権、金融保証契約及び貸出コミットメント等については、それぞれ次の(1)から(4)の利率を用いる。

- (1) 購入又は組成した信用減損債権については、信用調整後の実効金利
- (2) リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利率
- (3) 貸出コミットメント等(ただし、実効金利が算定できない場合を除く。)については、当該貸出コミットメント等から生じる金融資産に適用される実効金利又はその近似値
- (4) 金融保証契約又は実効金利が算定できない貸出コミットメント等について、キャッシュ・フローに固有のリスクをキャッシュ・フローの不足額でなく割引率で調整する場合には、貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに関する現在の市場の評価を反映する割引率